## 一般財団法人松本市スポーツ協会スポーツ振興事業費交付規程

(目 的)

- 第1条 この規程は、一般財団法人松本市スポーツ協会に加盟している競技団体、武道団体、レクリエーション団体及び地区団体(以下「加盟団体」という。)が実施するスポーツ振興に資する事業に要する経費に対し、参加費等を除く事業費を上限とし、予算の範囲内で事業費を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。(対象事業の種類、対象経費)
- 第2条 対象事業の種類、対象経費は、次の表のとおりとする。

事業の種類	<u>目的</u>	対象経費等
1 団体組織維持強化	市民スポーツ振興を進	1 会議費
事業	める基礎団体の基盤強	2 団体役員運営手当
	化を図ること。	3 その他組織運営に必要な経費
2 指導者育成確保事業	市民スポーツ振興を進	1 日本スポーツ協会公認スポーツ指
	める指導者の育成確保	導者資格及び日本レクリエーショ
	をすること。	ン協会公認指導者資格並びにこれ
		らと同等の資格の新規取得時経費
		2 同 更新経費
3 スポーツ教室開催	市民にスポーツをする	1 講師及び助手の謝金及び交通費は、
事業	機会を与え、スポーツ	次の基準による。
	の振興と普及発展に資	(1) 講師謝金
加盟団体が主催又は主管	すること。	1時間当たり 2,000円以内
して行うスポーツ教室で		(2) 助手謝金 ″ 1,000円以内
次の各号に掲げる要件を		(3) 交通費 実費
満たす事業とする。		2 会場使用料、設備・備品使用料
(1) 幼児から高齢者にい		実費
たる市民を対象とし、市		3 競技用等備品及び消耗品の購入費
民が進んで参加できるこ		(消耗品には熱中症用飲料含む)
と。		実費
(2) 指導者(講師・助手)		4 印刷製本費(要項、プログラム等)
は、終了後も参加者に対		実費
して継続して行えるよう		5 会議費 実費
適切な指導助言を行うよ		
うにすること。		
(3) 必ず傷害保険に加入		
すること。(未加入事業は		
補助の対象とはしない。)		

事業の種類	目 的		対象経費等
4 スポーツ大会開催	スポーツ大会を開催す	1	審判員及び助手・役員の謝金及び交
事業	ることによって、市民		通費は、次の基準による。
	のスポーツへの関心を	(1)	審判員謝金
(1)加盟団体が主催して行	高めるとともに、スポ		1時間当たり 2,000 円以内
うスポーツ大会	ーツ志向を喚起するこ	(2)	助手謝金 〃 1,000 円以内
(2)必ず傷害保険に加入す	と。	(3)	役員1回あたり3,000円以内
ること。(未加入事業は補		(4)	交通費 実費
助の対象とはしない。)		2	救護員の謝金及び交通費
		3	会場使用料、設備・備品使用料
			実費
		4	競技用等備品及び消耗品の購入費
			(消耗品には熱中症用飲料、大会
			顕彰用賞状・トロフィー・カッ
			プ・メダルを含む)
			実費
		5	印刷製本費 (要項、プログラム等)
			実費
		6	会議費     実費
		7	スポーツ等保険料 実費
		8	昼食代(税抜 800 円以内)
		9	共催大会負担金(主催者決算資料
			添付) 実費

2 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認める事業については事業費を交付することができる。

(交付の申請)

- 第3条 事業費の交付を受けようとする加盟団体はスポーツ振興事業費交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、一般財団法人松本市スポーツ協会会長(以下、会長という。)に提出しなければならない。
  - (1) 団体組織維持強化事業

ア 加盟団体の当年度事業計画書・前年度事業報告書

- イ 加盟団体の当年度予算書・前年度決算書
- (2) 指導者育成確保事業

ア 前年度に新規登録した者の名簿及び登録証の写し

- イ 前年度に更新登録した者の名簿及び登録証の写し
- (3) スポーツ教室開催事業
  - ア 事業実施計画書
  - イ 収入支出予算書
- (4) スポーツ大会開催事業
  - ア 事業実施計画書
  - イ 収入支出予算書
- 2 前項の書類の提出期限は、別に定める。 (交付の決定)

- 第4条 会長は、加盟団体から事業費の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適正と認めたものについて事業費の額を決定し、その旨を加盟団体に文書で通知するものとする。
- 2 団体の組織維持強化事業・指導者育成確保事業は交付の決定後、事業費の支払いを 受けることができる。その場合は、第8条により交付の請求をすること。 (事業の遂行等)
- 第5条 加盟団体は、事業費の交付決定の内容及びこれに付した条件その他会長が事業 遂行のために指示した内容に従い、事業を行わなければならない。また、事業費を他 の用途へ使用してはならない。
- 2 会長は、加盟団体に対し、必要に応じ事業の遂行状況を報告させることができる。
- 3 会長は、加盟団体が提出する報告により、事業が交付決定の内容及びこれに付した 条件に従って遂行されていないと認めるときは、期日を指定し、適正に当該事業を遂 行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

- 第6条 加盟団体は、事業が完了したときは、事業の完了後30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに一般財団法人松本市スポーツ協会スポーツ振興事業費実績報告書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。
  - (1) 事業実施報告書
  - (2) 収入支出決算書(領収書及びその内訳の写し)
  - (3) その他参考資料

(事業費の額の確定)

第7条 会長は、事業の完了の報告を受けたときは、報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査により、事業の成果が交付の条件に適合すると認めたときは、交付する額を確定し、その旨を加盟団体に文書で通知するものとする。

(交付の請求)

- 第8条 加盟団体は、事業費の支払を受けようとするときは、一般財団法人松本市スポーツ協会スポーツ振興事業費請求書(様式第3号)を会長に提出するものとする。 (交付決定の取消)
- 第9条 会長は、加盟団体が次の各号の一に該当するときは、事業費の交付決定の全部 又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により事業費の交付を受けたとき。
  - (2) 第5条第1項の規定に反して事業費を他の用途に使用したとき。
  - (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は会長の指示に従わなかったとき。

(事業費の返還)

第 10 条 加盟団体は、前条の規定により事業費の交付決定が取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に事業費が交付されているときは、会長が定める期限までにその事業費を返還しなければならない。

(立入調査)

第11条 会長は、事業費に関し必要があると認めるときは、加盟団体に対して報告を求め、又は事務局職員に帳簿書類その他を調査させ若しくは関係者に質問させること

ができる。

(補 則)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

財団法人松本体育協会スポーツ振興事業補助金交付規程は廃止する。

附 目

この規程は、一般財団法人設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附則

この規程は、令和2年6月26日から施行する。

附則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

#### (様式第1号)

一般財団法人松本市スポーツ協会スポーツ振興事業費交付申請書

年 月 日

印

(あて先)

一般財団法人松本市スポーツ協会 会長

(住所)(団体名)

(代表者氏名)

年度においてスポーツ振興事業を実施したいので、下記事業費を交付していた だきたく、関係書類を添えて申請します。

記

#### (添付書類)

- 1 団体の組織維持強化事業
- (1) 加盟団体の当年度事業計画書・前年度事業報告書
- (2) 加盟団体の当年度予算書・前年度決算書
- 2 指導者育成確保事業
  - (1) 前年度に新規登録した者の名簿及び登録証の写し
  - (2) 前年度に更新登録した者の名簿及び登録証の写し
- 3 スポーツ教室開催事業
  - (1) 事業実施計画書
- (2) 収入支出予算書
- 4 スポーツ大会開催事業
  - (1) 事業実施計画書
  - (2) 収入支出予算書

# (様式第1号・第2号添付書類)

## 事業実施 計画 · 報告 書

# 3 スポーツ教室開催事業

教室名	期日	会場名	対象者	参加(予定)人員
				人
				人

## 4 スポーツ大会開催事業

大会名	期日	会場名	対象者	参加(予定)人員 及びチーム数
				人(チーム)
				人(チーム)

# 収入支出予算·決算書

# (事業名) スポーツ 教室 ・ 大会 開催事業 (教室・大会いずれかに○)

## 収入の部

V *// *   F				
科	目	金	額	説明
			円	
1	<b>†</b>			

## 支出の部

科	目	金	額	説明
			円	
言	+			

教室で1枚・大会で1枚作成すること。

#### (様式第2号)

一般財団法人松本市スポーツ協会スポーツ振興事業費実績報告書

年 月 日

(あて先)

一般財団法人松本市スポーツ協会 会長

(住 所)(団 体 名)(代表者氏名)

印

年 月 日付(一財)松本市スポーツ協会指令 号で交付決定のあった 年度スポーツ振興事業を別紙のとおり実施しました。

(添付書類)

- 1 事業実施報告書
- 2 収入支出決算書 (領収書及びその内訳の写し)
- 3 その他参考資料等

(参加者名簿・要項・大会プログラム・成績表・写真・周知の状況のわかるもの等)

## 一般財団法人松本市スポーツ協会スポーツ振興事業費請求書

年 月 日

(あて先)

一般財団法人松本市スポーツ協会 会長

(住 所)

(団 体 名)

(代表者氏名)

印

年 月 日付(一財)松本市スポーツ協会指令 号で交付決定のあった 年度スポーツ振興事業費を下記のとおり交付してください。

記

		<u>金</u>	<u>円</u>
振込先			銀行・信金・信組・農協
			支店・支所・出張所
口座種類	普•当	口座番号	
	目 ਁ ⊐	口 生 田 万	
ふりがな			
口座名義			